

○木更津市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 木更津市高齢者見守りネットワーク事業（以下「本事業」という。）は、事業活動を通じて高齢者と接することの多い民間事業者等と連携することにより、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行い、地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、木更津市福祉部高齢者福祉課とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 本市に住所を住するおおむね65歳以上の者
- (2) 実施機関 木更津市福祉部高齢者福祉課、木更津市地域包括支援センター
- (3) 協力機関 地域活動を行っている団体等
- (4) 協力事業者 覚書を締結した民間事業者等

(事業内容)

第4条 本事業は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 実施機関、協力機関及び協力事業者は、見守りのネットワークを構築し、発見、通報、支援等の連携を図る。
- (2) 実施機関は、協力事業者から通報を受けたとき、必要な支援対応を行う。
- (3) 実施機関は、協力機関及び協力事業者の拡充に努める。
- (4) 実施機関は、本事業の普及啓発に努める。

(事業参加)

第5条 民間事業者等は、木更津市と覚書（別記第1号様式）を締結することにより、本事業に参加する。ただし、この様式により難しい場合には、木更津市と民間事業者等が協議の上、覚書の内容を変更できるものとする。

2 次の各号に掲げる事業者は、協力事業者として参加できないものとする。

- (1) 各種法令に違反している事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び木更津市

暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）に規定する暴力団その他反社会的団体
又はそれらに関連すると認めるに足りうる相当の理由のある事業者

(3) その他市長が不適当と判断した事業者

（個人情報の取扱い）

第6条 実施機関、協力機関及び協力事業者が本事業に関して知り得た個人情報については、
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び木更津市個人情報保護条例（
平成11年木更津市条例第4号。以下「保護条例」という。）に基づき、慎重に取り扱うも
のとする。

2 本事業に関して知り得た情報を、この事業の目的以外に利用、漏洩してはならない。また、
この事業の協力機関又は協力事業者でなくなった後も同様とする。

3 実施機関が支援を行う場合の外部提供情報は、保護条例第11条を適用するものとし、その
情報は、高齢者の発見及び支援に必要な最小限度のものとする。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。